

【2018年第8号】

広東自貿区 改革開放の一層の深化 に関する方案を発表

2018年6月8日

多田 依真 EMA TADA

香港支店
業務開発室

T +852-2823-6091

E EMA_TADA@HK.MUFG.JP

三菱UFJ銀行
MUFG Bank, Ltd.

A member of MUFG, a global financial group

2018年5月24日、国務院は、「中国(広東)自由貿易試験区の改革開放の一層の深化に関する方案」(国発[2018]13号、以下「同方案」)を発表した。同方案は、「中国(広東)自由貿易試験区総体方案」(国発[2015]18号、以下「総体方案」)で設定した目標を達成した上で、より制度改革をレベルアップさせるために策定されたものである。本稿では、同方案の政策について、簡単に紹介したい。

1. 背景

広東自貿区は、上海に次ぎ、自由貿易区の第二陣として、天津、福建と共に2015年4月に設立されたもので、広州市南沙新区の一部、珠海市の横琴区、及び深圳市の前海から構成される。総体方案では、開放型経済体制の構築や、国際貿易と投資の利便化などの各自貿区共通の目標のほか、香港・マカオとの提携強化という広東自貿区独特の役割が求められ、香港とマカオ企業に向けたサービス業と金融業の開放、及びクロスボーダー人民元業務の革新と拡大を強調していた。

広東自貿区は、今年4月に設立3周年を迎えたが、上海財経大学が発表した「広東省自貿区2017年第三方評価報告」によると、発足後3年で385の改革措置に取り組み、うち、金融、貿易、及び投資の幅広い分野に渡って中国での先行先試措置が導入された。

その結果、2017年末時点で、区内新設企業数は21万社、うち、外商投資企業9,639社の誘致に成功しており、その政策成果は高く評価されている。



【広東自貿区の先行先試事例】

金融開放措置	<ul style="list-style-type: none">CEPAの枠組に基づき、香港金融機関に対する出資比率を緩和(前海・匯豊前海証券)銀行本部以外の地域で、CIPS(Cross-border Interbank Payment System)清算センターの設立容認(前海・農業銀行)香港籍「海闊」号のクロスボーダーリースにおけるUSD決済の実現(南沙・工銀租賃)
--------	--

投資利便化措置	<ul style="list-style-type: none"> 事業体各種登録や行政許可と認証情報を記録する電子化ライセンスの発行、及び当該ライセンスの行政、銀行、商務手続きへの確認資料としての運用（横琴・中国銀行） 広東省・香港間手形相互取立決済制度の税金納付への運用。香港納税人は、税務局システムに登録し、銀行発行の電子化手形による納税可能（前海・地方税務局）
貿易利便化措置	<ul style="list-style-type: none"> 保税/非保税、輸出入/内販、2B/2C商品の同時在庫と配送ができるGlobal Fulfillment Center（中国語：全球中心倉）管理モデルの導入（前海・保宏倉） 消費者は越境EC業者から商品を購入時、原産地や製造者など18項目の情報を検索できる「智検口岸」の導入（南沙・輸出入検査検疫局） マカオナンバー貨物車・乗用車の横琴進入を許可（横琴）

同方案は、こうした成果を元に、より深いレベルと広い範囲での改革開放を推進するために策定された。

2. 主な内容

同方案は、規制の継続的な緩和と対外開放の更なる拡大を軸に、広東省の地域特性を生かした粵港澳（広東・香港・マカオ）グレーターベイエリアのモデル地域とする役割をより重視する方向性を示した。以下、同方案の注目ポイントを説明する。

目標	主な関連措置	備考
国際基準をベンチマークとする開放型経済新制度の先行地域の建設	<ul style="list-style-type: none"> 投資利便化措置 <ul style="list-style-type: none"> 外資投資ネガティブリストの一層の削減 外資投資企業経営年限の廃止^① 貿易利便化措置 <ul style="list-style-type: none"> 貨物貿易「単一窓口」¹管理制度^②を、サービス貿易、及びサービス輸出の還付へ適用拡大 商品の臨時輸入における許可期間^③の延長 高付加価値商品の保税修理、中古設備の性能向上のための改造業務の展開 平行輸入自動車の保税保管期限^④の廃止 金融業の制度改革 <ul style="list-style-type: none"> 自貿区独自の口座管理システム^⑤の構築 中外金融機構の持株と業務改革における提携の促進² 	<ul style="list-style-type: none"> ① 現状、外資生産性企業の経営年限は最長50年、外資商業性企業の経営年限は最長30年（西部投資の場合最長40年） ② 2014年に上海自貿区でパイロット開始、2017に全国展開 ③ 現状、臨時輸入の許可期間は6ヶ月、1年まで延長申請可能 ④ 現状、平行輸入自動車の保税保管期限は3ヶ月で延長申請不可 ⑤ 現状、上海自貿区のみで自由貿易口座の利用可能
国際経済協力における競争力を育成、対外開放の高水準ハブを構築	<ul style="list-style-type: none"> 国際海運ハブの構築 <ul style="list-style-type: none"> 国際ライナーの保税燃料供給基地を設立^⑥ 国際クルーズの入国旅行団体に15日間ビザ免除^⑦ 国際貿易センターの構築 <ul style="list-style-type: none"> 仲介貿易・オフショア貿易決済センター等業務の標準化推進と発展加速 珠海で越境EC業者総合試験区の設立 サービス貿易における業務革新の範囲拡大、税制優遇^⑧の適用拡大 金融業の対外開放 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 国際ライナー保税燃料供給の最大基地は浙江自貿区の舟山港で保税燃料船の出張給油、海上給油等税関利便化措置導入済み ⑦ 2017年10月より、上海でパイロット開始 ⑧ 2018年1月1日より、財税[2018]44号に定めた先進型技術サービス企業の所得税優遇（15%）の適用範囲は、全国拡大済み ⑨ 2016年4月より北京中関村、武漢東湖、上海張江、天津濱海、

¹ 貨物貿易における「単一窓口」とは、貿易当事各方が、一つの申告プラットフォーム経由で輸出入に係わる全ての標準データ/文書を提出し、一度で全ての役所（税関、検疫、海事など）手続きが完了できる通関制度

² 2018年4月に「外資金融機構の中資金融機構に対する投資管理弁法」が廃止され、25%の投資上限が撤廃。同時に、「外資銀行市場アクセス関連事項の通知」が発効、外銀中国支店による政府債券の引受、デリバティブ商品の取扱いが開放された

	<ul style="list-style-type: none"> 投資リンク貸付³のパイロットプロジェクト^⑨に参加 	西安国家自主創新区でパイロット開始
地域提携の新領域を開拓、粵港澳グレーターベイエリアのモデル地域を構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 粵港澳間サービス貿易の自由化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 港澳金融業、建築業専門従業員の中国就業資格を承認^⑩ ・ 自貿区と港澳間ルートは国内航路に準じて管理 ・ 珠海・マカオボーダーの「一地両検」^⑪を実施^⑩ ■ 粵港澳間科学協力体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 科技革新券を含む科学研究経費の粵港澳通用 ・ 粵港澳産業発展データベースの構築と共有 ・ 香港ナノ技術、先進材料技術、コールドチェーン等研究センターの自貿区進出を支援 ■ 粵港澳青年起業モデル基地の建設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 粵港澳青年発展補助金プログラム、起業指導補助金プログラム、及び起業メンター補助金プログラムの設立 ・ 登録住所、企業オフィスの無料提供 ■ 一帯一路建設における粵港澳の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 粵港澳機構(銀行除く)による人民元海外投資貸付ファンドの設立 	^⑩ CEPAに基づいた内容で、今後、広東自貿区で先行先試される ^⑪ 現状、港深広高鉄の「一地両検」制度の適用が決定

3. まとめ

同方案では、市場アクセスの拡大、新しいビジネス形態の創出、および金融開放の加速など各方面による政策改革を通じ、広東自貿区が経済新体制先行区、高水準対外開放ハブ、及び粵港澳グレーターベイエリアのモデル地域として確固たる地位を築くことを目指している。特に、粵港澳協力強化の分野と方向性を明確化していることから、今後、広東自貿区がグレーターベイエリアの核として、発展加速に寄与することが期待される。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2018. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.

³ 金融機構がグループ内のファンド会社に貸付し、当該ファンド会社が科学技術企業へ持株投資を行う制度で、ファンド会社の投資収益で、金融機構の貸付リスクをカバーする融資方式。

⁴ 入出国手続きとも国境線の同側で行ったうえ、相手国(地区)に入る通関利便化手続きを指す